

平成 22 年 8 月 12 日
(財) 関西社会経済研究所

財団法人関西社会経済研究所（所長：本間正明）では、関西全都市の 2007 年度の財政健全性分析を実施しました。

- 関西の各都市が全国の都市の中でどのポジションにあるか明らかにしました。
- 2007 年度の基礎的経常収支（交付税含む）関西ランキングでは、最近合併した市が上位に多い。一方、交付税を除くベースでは、兵庫県や大阪府下の比較的的地方税収に恵まれている都市が上位に入っている。これらのランキング上位の顔ぶれが大きく異なっていることから、現在の地方財政運営が地方交付税に大きく依存している状況を見ることができる。
- 地方交付税を含まないベースで見ると、人口 100 万人級政令指定都市 14 都市の中で、**大阪市は 1 位であるが、神戸市は 8 位、京都市は 11 位、堺市は 13 位となり、順位は高くない状況**である。

- 人口構成や税収の要因と財政指標の関係についても調査し、外部環境が悪い中で効率的な行政サービスを運営している自治体、逆に、外部環境は良いが効率が悪い自治体を分類しました。
- 1 人当たり地方税と 65 才以上人口比率は基礎的経常収支に影響している。これらを非裁量要因として、その影響を除去した数値と現実の値を評価することで、財政運営の効率性評価を行った。
この評価結果によると、**関西では芦屋市、綾部市、越前市の評価が高い。**
関西の政令市では、神戸市は上位グループにランクされるが、堺市と京都市は中位、大阪市は下位にランクされており、自治体運営に課題が残されているといえる。
- **大阪市は地方税収が多いため、収支としては評価が高いが、非裁量要因を考慮すると低くなる。これは歳出削減による一層の収支改善が可能であることを示唆している。**

今回の調査が、自治体住民および行政に広く理解され、さらに効率的な自治体運営につながることを期待しています。

関西社会経済研究所「地方行政改革」研究会メンバー

主 査：林 宏昭 関西大学経済学部教授

委 員：後藤 達也 大阪産業大学経済学部准教授

北村 亘 大阪大学大学院法学研究科准教授

お問い合わせ先： 財団法人 関西社会経済研究所 活性化グループ 仲川、大野
TEL：06-6441-0550 FAX：06-6441-5760 e-mail：contact@kiser.or.jp

自治体の財政健全性に関する調査結果の概要

財団法人関西社会経済研究所（所長：本間正明）では、地方行政改革研究会（主査：林宏昭関西大学経済学部教授）を設置し、自治体財政健全性の研究を実施しました。以下に調査研究結果の概要を紹介します。

<狙いと手法>

本研究の目的は、地方自治体の経常的な財政運営に着目して、その健全性および効率性に関する指標を作成し評価する。

そのために、全国の市町村の財政状況が統一した書式で公開されている『市町村別決算状況調』（総務省）のデータを用いて指標を計測し、各都市の財政運営の健全性を数値化する。

1. 評価指標

自治体の財政運営における健全性を評価するため、経常的な収支に着目した指標を作成した。これは、基本的にはプライマリーバランスの考え方を取り入れたものであり、具体的には、以下の手順で算出する。

まず収入からは、地方債収入、積立金取崩し等および社会資本の建設のための国と都道府県からの支出金といったハード面も含めたストック関連の収入を差し引いて経常的な収入を取り出す。また、歳出からも同様にストック関連の建設事業費、公債費、積立金等を差し引く。それぞれを基礎的経常収入と基礎的経常支出と呼び、前者から後者を差し引いたものを基礎的経常収支とした。

基礎的経常収入	建設事業に対する国・都道府県支出金	地方債	積立金取崩し等
基礎的経常支出	建設事業費	公債費	積立金等

以上の定義を式で表すと次のようになる。

(1) 基礎的経常収支Ⅰ＝基礎的経常収入Ⅰ－基礎的経常支出

* 基礎的経常収入Ⅰ＝歳入総額－（普通建設事業費への国庫支出金＋
都道府県支出金）－地方債－（公営企業貸付金元利収入＋
貸付金元利収入＋積立金取崩）

* 基礎的経常支出＝歳出総額－普通建設事業費－公債費－積立金－
（投資及び出資金＋貸付金）

(2) 基礎的経常収支Ⅱ＝基礎的経常収入Ⅱ－基礎的経常支出

* 基礎的経常収入Ⅱ＝基礎的経常収入Ⅰ－地方交付税

* 基礎的経常支出＝歳出総額－普通建設事業費－公債費－積立金－
（投資及び出資金＋貸付金）

基礎的経常収支は、各自治体が建設事業を除く経常的な行政サービスの提供を健全な財政運営に基づいて展開しているかどうかを示す指標である。この収支がプラスであれば、自治体はその資金を建設事業に充当するか借入れの返済にあてることが可能になる。

自治体の歳入には、国からの地方交付税が含まれている。地方交付税を加えたままでの(1)式の「基礎的経常収支Ⅰ」は、国が算定する標準的な行政を維持するための経費の水準が大きく影響している。そこで、収入から地方交付税を除いた(2)式の「基礎的経常収支Ⅱ」を計測する。

基礎的経常収支Ⅰは黒字であるが、地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱが赤字になる場合、当該地域は経済力が弱いために税収が少ないか、あるいは地域の社会的環境によって国が保障する行政需要が大きい地域ということになる。つまり、基礎的経常収支Ⅱは各地域の経済的あるいは社会的な環境を直接的に反映したものとなる。

2000年代に入り、三位一体改革などを通じて地方交付税の縮小も図られてきており、地方交付税に依存しない経常的な財政運営が、どれだけ余裕を持ったものになっているかを表す基礎的経常収支Ⅱは、地方税の負担者である地域住民にとっては重要な指標である。

2. 都市ランキング

都市間の比較を行う際には、都市の規模による指標への影響が大きく現れる。つまり、規模の大きな自治体は歳入も歳出もともに大きく、その差額である収支の絶対的な規模も大きくなる。そこで、以下ではそれぞれの指標について人口1人当たりの金額を求め、その値を収支Ⅰ、収支Ⅱとして利用する。

2007年度の計測結果は図表1と図表2にまとめられている。関西上位50市をまとめた図表1では、基礎的経常収支ⅠとⅡ、どちらの指標をみても、ともに上位にあるのは芦屋市である。興味深いのは、歳入に地方交付税を含む基礎的経常収支Ⅰでは、上位に養父市、南丹市、淡路市、篠山市、朝来市など最近合併した市が並んでいることである。他方、基礎的経常収支Ⅱでは、兵庫県、大阪府下の比較的的地方税収に恵まれている都市が上位に入っている。

収支Ⅰと収支Ⅱの違いから、現在の地方財政運営が地方交付税に大きく依存している状況を見ることができる。

図表1 基礎的經常収支上位50市（関西，2007年度）

（単位：千円／人）

順位	基礎的經常収支Ⅰ			基礎的經常収支Ⅱ		
	都道府県	都市	金額	都道府県	都市	金額
1	兵庫県	養父市	192.72	兵庫県	芦屋市	131.66
2	京都府	南丹市	166.65	大阪府	大阪市	86.56
3	兵庫県	芦屋市	157.10	滋賀県	草津市	72.26
4	兵庫県	淡路市	141.41	兵庫県	姫路市	66.77
5	兵庫県	篠山市	140.37	滋賀県	栗東市	64.10
6	兵庫県	朝来市	128.55	福井県	敦賀市	54.97
7	和歌山県	御坊市	127.61	兵庫県	神戸市	54.95
8	兵庫県	丹波市	118.17	大阪府	摂津市	52.95
9	兵庫県	神戸市	108.83	福井県	越前市	48.84
10	滋賀県	米原市	106.45	兵庫県	西宮市	48.04
11	福井県	越前市	103.32	滋賀県	野洲市	45.70
12	京都府	宮津市	101.76	兵庫県	宝塚市	43.67
13	兵庫県	豊岡市	100.93	兵庫県	高砂市	39.20
14	滋賀県	高島市	99.36	大阪府	箕面市	38.10
15	京都府	福知山市	98.86	大阪府	茨木市	37.85
16	奈良県	五條市	96.79	大阪府	吹田市	36.83
17	兵庫県	南あわじ市	94.79	滋賀県	湖南市	36.58
18	和歌山県	田辺市	93.10	大阪府	泉佐野市	36.40
19	奈良県	宇陀市	91.59	滋賀県	彦根市	35.47
20	大阪府	大阪市	90.74	大阪府	豊中市	35.35
21	兵庫県	宍粟市	88.59	兵庫県	三田市	35.20
22	兵庫県	姫路市	86.00	滋賀県	守山市	34.98
23	兵庫県	洲本市	85.31	京都府	京都市	26.79
24	京都府	京丹後市	84.73	福井県	福井市	26.33
25	福井県	大野市	84.44	兵庫県	加古川市	26.05
26	兵庫県	加東市	84.27	滋賀県	大津市	24.32
27	滋賀県	野洲市	80.62	京都府	長岡京市	23.63
28	京都府	京都市	75.72	兵庫県	尼崎市	22.99
29	和歌山県	新宮市	75.01	京都府	京田辺市	22.64
30	滋賀県	草津市	74.75	大阪府	高石市	21.36
31	兵庫県	赤穂市	73.79	兵庫県	赤穂市	19.24
32	福井県	勝山市	73.06	大阪府	堺市	18.59
33	滋賀県	近江八幡市	71.37	兵庫県	明石市	18.21
34	兵庫県	相生市	70.96	滋賀県	近江八幡市	15.93
35	滋賀県	彦根市	67.84	京都府	宇治市	15.69
36	滋賀県	東近江市	65.87	大阪府	池田市	15.16
37	滋賀県	長浜市	64.91	大阪府	枚方市	14.96
38	滋賀県	栗東市	64.74	兵庫県	伊丹市	12.17
39	兵庫県	西宮市	63.56	兵庫県	加東市	11.86
40	福井県	鯖江市	62.87	奈良県	橿原市	10.52
41	京都府	綾部市	62.64	大阪府	大阪狭山市	10.33
42	福井県	小浜市	62.01	大阪府	交野市	9.64
43	奈良県	葛城市	60.76	大阪府	高槻市	8.58
44	福井県	敦賀市	59.06	奈良県	香芝市	7.96
45	和歌山県	紀の川市	57.94	奈良県	生駒市	7.17
46	兵庫県	三田市	57.59	大阪府	泉南市	6.94
47	福井県	あわら市	57.27	和歌山県	和歌山市	6.76
48	和歌山県	海南市	56.93	奈良県	奈良市	6.49
49	兵庫県	宝塚市	56.87	福井県	鯖江市	6.16
50	京都府	亀岡市	55.79	兵庫県	川西市	5.35

2007 年度について、14 の政令指定都市間で比較した結果をまとめたのが図表 2 である。基礎的経常収支Ⅰでは、神戸市が 1 位、大阪市が 2 位、京都市が 9 位、そして 2006 年に新たに政令指定都市となった堺市が 14 位となっている。基礎的経常収支Ⅱでは、大阪市が 1 位、神戸市が 8 位、京都市が 11 位、そして堺市が 13 位という結果である。

図表 2 14 政令市の基礎的経常収支 (2007 年度)

(単位：千円／人)

順位	基礎的経常収支Ⅰ			基礎的経常収支Ⅱ		
	都道府県	都市	金額	都道府県	都市	金額
1	兵庫県	神戸市	108.8	大阪府	大阪市	86.6
2	大阪府	大阪市	90.7	愛知県	名古屋市	78.6
3	福岡県	福岡市	90.7	神奈川県	横浜市	75.4
4	福岡県	北九州市	81.7	神奈川県	川崎市	70.7
5	広島県	広島市	79.5	埼玉県	さいたま市	68.8
6	愛知県	名古屋市	78.8	福岡県	福岡市	63.0
7	宮城県	仙台市	76.5	千葉県	千葉市	58.6
8	神奈川県	横浜市	75.9	兵庫県	神戸市	54.9
9	京都府	京都市	75.7	宮城県	仙台市	51.7
10	埼玉県	さいたま市	71.2	広島県	広島市	43.5
11	神奈川県	川崎市	71.0	京都府	京都市	26.8
12	千葉県	千葉市	59.2	福岡県	北九州市	23.0
13	北海道	札幌市	57.2	大阪府	堺市	18.6
14	大阪府	堺市	50.6	北海道	札幌市	3.1

図表 3 および 4 は基礎的経常収支ⅠおよびⅡの全国 780 市のうちの上位（財政評価 6 および 5）を示したものである。

なお、財政評価の方法は、推計値と実際の収支の差を統計処理したものであり、6～1 の段階で示しており、詳細については補注を参照ください。

図表3 基礎的経常収支Iの上位（全国，2007年度）

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
1	中部	愛知県	田原市	262.4	5.78	6
2	中国	岡山県	新見市	228.3	4.75	6
3	四国	徳島県	三好市	221.3	4.54	6
4	中部	静岡県	御前崎市	216.7	4.40	6
5	九州	長崎県	対馬市	202.0	3.95	6
6	関西	兵庫県	養父市	192.7	3.67	6
7	中国	広島県	庄原市	192.5	3.67	6
8	中部	愛知県	豊田市	190.2	3.60	6
9	中国	岡山県	美作市	180.7	3.31	6
10	九州	佐賀県	多久市	175.4	3.15	6
11	中部	富山県	南砺市	174.9	3.13	6
12	九州	大分県	豊後大野市	173.2	3.08	6
13	中部	岐阜県	飛騨市	172.4	3.06	6
14	中部	岐阜県	高山市	172.0	3.04	6
15	関西	京都府	南丹市	166.7	2.88	6
16	北海道	北海道	三笠市	163.6	2.79	6
17	中部	石川県	輪島市	163.5	2.79	6
18	中部	山梨県	北杜市	158.5	2.64	6
19	中部	岐阜県	郡上市	158.1	2.62	6
20	関西	兵庫県	芦屋市	157.1	2.59	6
21	中国	島根県	雲南市	152.1	2.44	6
22	九州	大分県	国東市	144.9	2.22	6
23	中部	新潟県	柏崎市	144.2	2.20	6
24	中部	愛知県	刈谷市	144.1	2.20	6
25	中部	愛知県	碧南市	143.9	2.19	6
26	中部	静岡県	裾野市	141.8	2.13	6
27	関西	兵庫県	淡路市	141.4	2.12	6
28	中部	新潟県	魚沼市	141.3	2.12	6
29	中国	岡山県	真庭市	140.4	2.09	6
30	関西	兵庫県	篠山市	140.4	2.09	6
31	四国	高知県	香南市	140.1	2.08	6
32	中国	広島県	三次市	140.0	2.08	6
33	中国	岡山県	高梁市	139.4	2.06	6
34	北海道	北海道	士別市	134.8	1.92	5
35	中部	新潟県	佐渡市	134.3	1.90	5
36	北海道	北海道	根室市	134.1	1.90	5
37	北海道	北海道	砂川市	133.2	1.87	5
38	東北	岩手県	八幡平市	133.1	1.87	5
39	九州	大分県	竹田市	132.1	1.84	5
40	東北	宮城県	栗原市	130.6	1.79	5
41	四国	高知県	安芸市	130.0	1.77	5
42	九州	大分県	佐伯市	129.6	1.76	5
43	九州	福岡県	宮若市	129.6	1.76	5
44	九州	長崎県	五島市	129.5	1.76	5
45	中部	愛知県	安城市	129.3	1.75	5
46	中国	島根県	大田市	128.6	1.73	5
47	関西	兵庫県	朝来市	128.6	1.73	5
48	北海道	北海道	紋別市	128.0	1.71	5
49	関西	和歌山県	御坊市	127.6	1.70	5
50	中部	静岡県	湖西市	126.3	1.66	5
51	北海道	北海道	深川市	125.6	1.64	5
52	九州	長崎県	苓崎市	125.2	1.63	5
53	中国	島根県	安来市	125.0	1.62	5
54	九州	大分県	豊後高田市	124.8	1.62	5
55	四国	高知県	香美市	124.6	1.61	5

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
56	中部	岐阜県	恵那市	124.0	1.59	5
57	中部	三重県	亀山市	123.8	1.59	5
58	中国	島根県	浜田市	123.6	1.58	5
59	東北	秋田県	仙北市	123.1	1.57	5
60	九州	鹿児島県	薩摩川内市	122.3	1.54	5
61	中部	岐阜県	下呂市	121.3	1.51	5
62	中部	岐阜県	関市	121.0	1.50	5
63	東北	岩手県	一関市	120.4	1.48	5
64	中部	愛知県	東海市	120.2	1.48	5
65	中部	長野県	飯山市	119.9	1.47	5
66	東北	岩手県	遠野市	119.5	1.46	5
67	中国	広島県	安芸高田市	119.3	1.45	5
68	関西	兵庫県	丹波市	118.2	1.42	5
69	北海道	北海道	赤平市	117.7	1.40	5
70	九州	大分県	杵築市	117.2	1.39	5
71	中部	新潟県	糸魚川市	116.2	1.36	5
72	九州	長崎県	西海市	116.2	1.36	5
73	中部	石川県	珠洲市	115.4	1.33	5
74	北海道	北海道	網走市	115.0	1.32	5
75	中国	島根県	江津市	114.9	1.32	5
76	関東	千葉県	成田市	114.8	1.31	5
77	中部	岐阜県	瑞浪市	114.1	1.29	5
78	九州	長崎県	平戸市	113.7	1.28	5
79	東北	秋田県	由利本荘市	113.0	1.26	5
80	関東	栃木県	真岡市	112.8	1.25	5
81	九州	鹿児島県	垂水市	112.5	1.24	5
82	四国	愛媛県	西予市	112.5	1.24	5
83	中部	新潟県	十日町市	112.0	1.23	5
84	九州	大分県	日田市	111.6	1.22	5
85	四国	香川県	東かがわ市	111.2	1.21	5
86	関東	千葉県	南房総市	110.7	1.19	5
87	九州	鹿児島県	大口市	110.6	1.19	5
88	関東	千葉県	印西市	110.6	1.19	5
89	四国	徳島県	阿南市	110.1	1.17	5
90	九州	鹿児島県	霧島市	109.9	1.17	5
91	九州	鹿児島県	日置市	109.9	1.17	5
92	中部	三重県	熊野市	108.8	1.13	5
93	関西	兵庫県	神戸市	108.8	1.13	5
94	中国	島根県	松江市	108.3	1.12	5
95	北海道	北海道	留萌市	107.2	1.08	5
96	九州	長崎県	松浦市	107.1	1.08	5
97	中部	静岡県	伊豆市	107.0	1.08	5
98	九州	鹿児島県	西之表市	106.8	1.07	5
99	九州	長崎県	雲仙市	106.6	1.07	5
100	関西	滋賀県	米原市	106.5	1.06	5
101	中部	静岡県	菊川市	106.4	1.06	5
102	北海道	北海道	名寄市	105.2	1.02	5
103	中国	岡山県	井原市	104.9	1.01	5
104	四国	愛媛県	大洲市	104.8	1.01	5
105	中国	山口県	美祢市	104.6	1.00	5

図表4 基礎的経常収支Ⅱの上位（全国，2007年度）

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
1	中部	愛知県	田原市	219.9	3.72	6
2	中部	静岡県	御前崎市	190.9	3.26	6
3	中部	愛知県	豊田市	177.4	3.05	6
4	中部	愛知県	刈谷市	143.8	2.52	6
5	中部	愛知県	碧南市	143.1	2.51	6
6	中部	静岡県	裾野市	139.6	2.46	6
7	関西	兵庫県	芦屋市	131.7	2.33	6
8	中部	愛知県	安城市	129.0	2.29	6
9	中部	静岡県	湖西市	122.5	2.19	6
10	中部	愛知県	東海市	119.8	2.15	6
11	関東	千葉県	印西市	108.5	1.97	5
12	関東	栃木県	真岡市	108.4	1.97	5
13	中部	三重県	亀山市	105.9	1.93	5
14	関東	茨城県	神栖市	101.1	1.85	5
15	関東	千葉県	成田市	97.8	1.80	5
16	関東	茨城県	守谷市	94.7	1.75	5
17	関東	栃木県	宇都宮市	94.4	1.74	5
18	関東	埼玉県	戸田市	91.6	1.70	5
19	関西	大阪府	大阪市	86.6	1.62	5
20	関東	東京都	武蔵野市	86.5	1.62	5
21	中部	愛知県	小牧市	85.9	1.61	5
22	中部	愛知県	西尾市	85.3	1.60	5
23	中部	静岡県	御殿場市	84.7	1.59	5
24	中部	愛知県	高浜市	84.5	1.59	5
25	関東	埼玉県	狭山市	84.5	1.59	5
26	中部	愛知県	大府市	82.4	1.56	5
27	中部	静岡県	沼津市	81.7	1.55	5
28	関東	茨城県	鹿嶋市	81.5	1.54	5
29	関東	千葉県	浦安市	80.3	1.52	5
30	中部	愛知県	名古屋市	78.6	1.50	5
31	関東	神奈川県	藤沢市	75.9	1.45	5
32	関東	神奈川県	横浜市	75.4	1.45	5
33	関東	東京都	国分寺市	75.2	1.44	5
34	中部	静岡県	富士市	74.1	1.43	5
35	中部	愛知県	半田市	74.1	1.42	5
36	関東	神奈川県	海老名市	73.7	1.42	5
37	中部	愛知県	豊橋市	73.4	1.41	5
38	関東	埼玉県	和光市	72.9	1.41	5
39	関東	千葉県	君津市	72.5	1.40	5
40	中部	静岡県	掛川市	72.3	1.40	5
41	関西	滋賀県	草津市	72.3	1.40	5
42	中部	愛知県	岡崎市	71.1	1.38	5
43	関東	神奈川県	川崎市	70.7	1.37	5
44	関東	神奈川県	綾瀬市	69.7	1.36	5
45	中部	静岡県	浜松市	69.0	1.35	5
46	関東	埼玉県	さいたま市	68.8	1.34	5
47	四国	徳島県	阿南市	67.5	1.32	5
48	関東	神奈川県	南足柄市	67.1	1.31	5
49	関東	神奈川県	厚木市	66.9	1.31	5
50	関西	兵庫県	姫路市	66.8	1.31	5
51	中部	静岡県	袋井市	66.6	1.31	5
52	関東	埼玉県	東松山市	66.3	1.30	5
53	中部	静岡県	静岡市	66.2	1.30	5
54	中部	静岡県	磐田市	65.3	1.29	5
55	中部	三重県	鈴鹿市	65.1	1.28	5
56	中部	三重県	四日市市	65.0	1.28	5
57	関西	滋賀県	栗東市	64.1	1.27	5

順位	地域	都道府県	都市	現実値	標準化値	財政評価
58	中部	愛知県	日進市	63.3	1.26	5
59	関東	千葉県	市原市	63.2	1.25	5
60	九州	福岡県	福岡市	63.0	1.25	5
61	関東	東京都	立川市	62.1	1.24	5
62	関東	茨城県	つくば市	61.8	1.23	5
63	中部	岐阜県	各務原市	61.7	1.23	5
64	関東	東京都	東京府中市	61.4	1.23	5
65	関東	栃木県	小山市	61.3	1.22	5
66	中部	愛知県	弥富市	60.8	1.22	5
67	中部	静岡県	熱海市	60.2	1.21	5
68	中部	愛知県	知立市	59.8	1.20	5
69	関東	埼玉県	川口市	59.2	1.19	5
70	関東	神奈川県	小田原市	59.1	1.19	5
71	中部	岐阜県	美濃加茂市	59.0	1.19	5
72	関東	千葉県	千葉市	58.6	1.18	5
73	中部	岐阜県	大垣市	57.6	1.17	5
74	中部	愛知県	常滑市	57.5	1.16	5
75	中部	静岡県	菊川市	56.3	1.15	5
76	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	56.2	1.14	5
77	関東	埼玉県	八潮市	56.1	1.14	5
78	中国	広島県	東広島市	55.3	1.13	5
79	中部	愛知県	豊川市	55.3	1.13	5
80	関西	福井県	敦賀市	55.0	1.12	5
81	関西	兵庫県	神戸市	54.9	1.12	5
82	関東	東京都	調布市	54.7	1.12	5
83	九州	大分県	大分市	54.6	1.12	5
84	中部	石川県	金沢市	54.1	1.11	5
85	関東	東京都	稲城市	54.0	1.11	5
86	関東	群馬県	安中市	53.8	1.11	5
87	中部	岐阜県	可児市	53.6	1.10	5
88	関東	神奈川県	大和市	53.5	1.10	5
89	関東	東京都	八王子市	53.3	1.10	5
90	関西	大阪府	摂津市	52.9	1.09	5
91	中部	岐阜県	岐阜市	52.9	1.09	5
92	関東	千葉県	袖ヶ浦市	52.6	1.09	5
93	東北	宮城県	仙台市	51.7	1.07	5
94	中部	愛知県	犬山市	51.6	1.07	5
95	中部	愛知県	蒲郡市	51.4	1.07	5
96	中部	静岡県	富士宮市	51.2	1.07	5
97	関東	千葉県	白井市	51.1	1.06	5
98	関東	茨城県	土浦市	50.6	1.06	5
99	関東	千葉県	柏市	50.4	1.05	5
100	中部	愛知県	知多市	50.0	1.05	5
101	中部	静岡県	焼津市	49.8	1.04	5
102	関東	神奈川県	平塚市	49.8	1.04	5
103	関東	神奈川県	伊勢原市	49.6	1.04	5
104	関東	群馬県	前橋市	49.1	1.03	5
105	関西	福井県	越前市	48.8	1.03	5
106	九州	佐賀県	鳥栖市	48.7	1.03	5
107	関東	埼玉県	朝霞市	48.5	1.02	5
108	中部	愛知県	春日井市	48.5	1.02	5
109	関東	千葉県	四街道市	48.5	1.02	5
110	関西	兵庫県	西宮市	48.0	1.02	5
111	関東	東京都	三鷹市	48.0	1.01	5
112	中部	岐阜県	瑞浪市	47.2	1.00	5
113	中部	静岡県	藤枝市	47.1	1.00	5

3. 地方税収と高齢化度による都市分類と財政評価

自治体の財政状況は、それぞれの財政運営の進め方だけではなく、制度的な枠組みや地域を取り巻く社会的、経済的環境にも大きな影響を受ける。都市に共通して設定されている制度的な枠組みの影響は各自治体に等しく及ぶものであるが、社会的、経済的環境による影響は自治体によって異なっている。これまでの計測結果は、各自治体が直面する環境等を考慮することなく、表面に現れている収支状況を示したものである。つまり、収支状況のランクが上位にある自治体であっても、その置かれている環境が恵まれているために収支状況が良いのか、環境が悪い中で良好な収支状況が維持されているのかはわからない。

そこで経常的な収入から地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱを用いて、財政運営に影響を及ぼす環境的な要因との関連で財政運営の健全性を評価してみることにする。経常的な財政収支に対して影響を及ぼす要因にはさまざまな指標が考えられる。そこでいくつかの指標について基礎的経常収支Ⅱとの相関を求めた結果から、ここでは、収入面で地方税収、支出面では高齢者（65歳以上の人口）の比率を2007年度について対象にした都市は、政令市を含めて全国660都市（関西を除く）および関西120都市である。なお、2007年度に財政再建団体となる夕張市、及び2006年度に建物売却等の収入が極端に大きくなった歌志内市、2007年度に新たに市制を敷いた南九州市は除いた。

図表5は、1人当たり地方税と65歳以上人口比率、それぞれの全国平均値を基準として全都市を4つに分類して示したものである。

グループ(1)は、1人当たり地方税が全国平均値を上回り、65歳以上人口比率も全国平均値を上回っていることを条件とした。つまり、経済力は強いが、高齢化度が進んでいる都市ということである。このグループに属するのは、全国では64都市（9.7%）、関西では12都市であった。

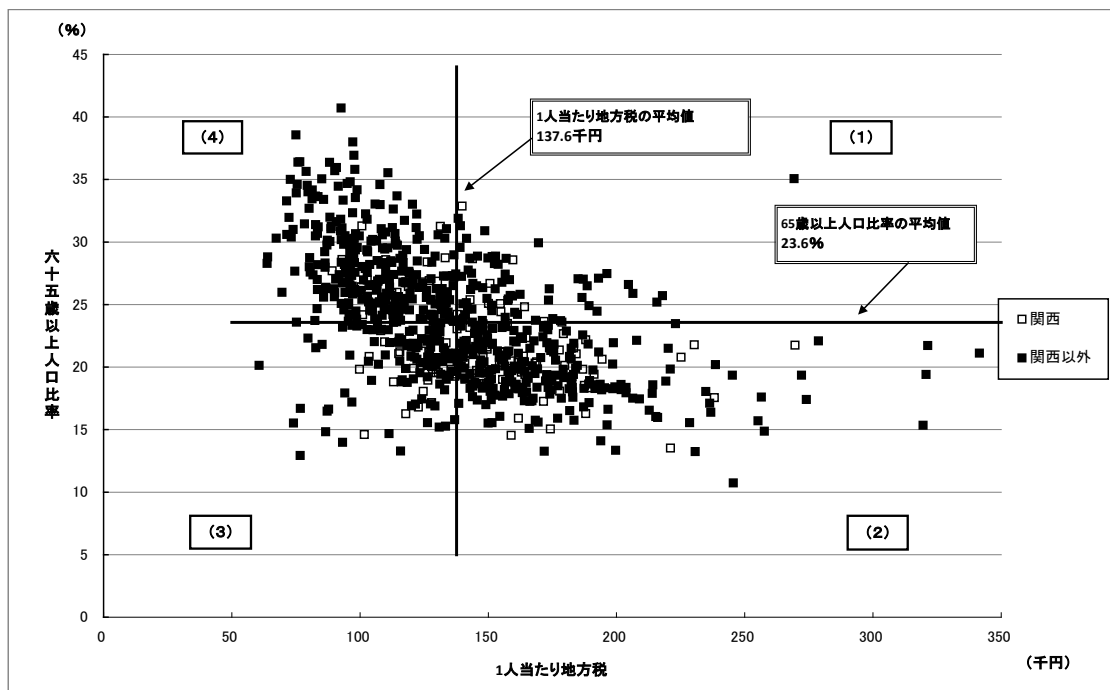
グループ(2)は、1人当たり地方税は全国平均値を上回るが、65歳以上人口比率は全国平均値を下回っていることを条件とした。つまり、経済力が強く、しかも高齢化度があまり進んでいない都市ということである。このグループに属するのは、全国224都市（33.9%）であった。関西は60都市で2分の1がこれに該当する。

グループ(3)は、1人当たり地方税が全国平均値より低く、65歳以上人口比率も全国平均値より低い都市である。つまり、経済力は弱い、高齢化度は低い都市ということである。このグループに属するのは、全国105都市（15.9%）、関西25都市である。

グループ(4)は、1人当たり地方税が全国平均値を下回り、65歳以上人口比率は全国平均値を上回ることを条件とした。つまり、経済力も弱く、高齢化度も高い都市ということである。これに該当するのは、全国267都市（40.5%）、関西23都市である。

全国的な傾向と比較すると、関西ではグループ(2)の割合が高く、財政を取り巻く環境としては恵まれた地域が多いとすることができる。

図表5 1人当たり地方税と65歳以上人口比率による都市分類（2007年度，全国）



（資料）総務省「市町村決算状況調」、「国勢調査報告」より作成

4. 非裁量的要因を考慮した財政評価

前項では、1人当たりの地方税収と65歳以上の高齢者比率を財政収支に影響を及ぼす要因として考慮し、都市の状況を見た。ここでの分析においては、この2つの要因を地方自治体の裁量によらない財政運営の環境変数とみなし、非裁量的要因による影響を取り除いた形で各自治体の財政運営を評価する。

まず、基礎的経常収支Ⅱをこれら2つの非裁量的要因を説明変数として回帰式を求めると以下のような結果になった。

【推計式】

$$Y = -15.852 + 0.961 * X1 - 5.636 * X2$$

(-2.087) (36.709) (-26.875) [自由度修正済決定係数=0.852]

【使用変数一覧】

Y : 1人当たり基礎的経常収支Ⅱ（千円）
 X1 : 1人当たり地方税（千円） X2 : 65歳以上人口比率（%）

1人当たり地方税収はプラスに、高齢者比率はマイナスにそれぞれ基礎的経常収支Ⅱに影響し、収支の大きさはこの2つの要因によってほぼ説明されることが分かる。

次に、この 2 つの要因について各都市の実際の値を代入して収支の推計値を求める。そして実際の収支がこの推計値を上回っていれば、その都市の財政運営は、所与の社会的環境のもとで健全な財政運営を展開していると評価することができる。逆に、実際の収支がこの推計値を下回っていれば、その都市の財政運営は所与の社会的環境のもとでの標準的な収支よりも悪いことを意味する。この社会的な環境のもとでの推計値と実際の収支額の差をもとに、各都市の経常的な財政運営を評価する。したがって、収支がマイナスであっても、財政運営の評価としては上位に来るケース、逆に上の図表 1 で収支の水準が上位に示されていても、この財政評価では低く評価されるケースもありうるということである。

図表 6 は、関西の都市についてこの結果をまとめたものである。関西では、全国的な傾向と比較すると高ランクにある都市の比率が低く、関西を除く全国では 106 都市 (16.1%) であるのに対し、芦屋市が 6、綾部市と越前市が 5 と、3 都市 (2.5%) のみとなった。2006 年度には財政評価 5 のランクの都市が 6 都市であったことと比較すると、相対的な位置はさらに低下したと言える。

ここで作成した指標は、地方税、高齢者比率という比較的単純化した指標のもとで一般的な傾向として求められる収支と現実の収支を比較することで、各自治体の財政運営を検証する一助となるものである。合併等による一時的な収支への影響は排除されていないため、若干の留意は必要であるが、すでに一部自治体ではこの指標を取り入れた分析も行われている。

図表6 非裁量の要因を考慮した財政評価（2007年度，関西）

財政評価	都道府県	都市	財政評価	都道府県	都市
6	兵庫県	芦屋市	3	和歌山県	有田市
5	京都府	綾部市		大阪府	富田林市
	福井県	越前市		京都府	京都市
4	兵庫県	姫路市		兵庫県	小野市
	大阪府	河内長野市		和歌山県	橋本市
	京都府	宮津市		大阪府	茨木市
	兵庫県	宝塚市		滋賀県	野洲市
	兵庫県	川西市		大阪府	箕面市
	和歌山県	御坊市		滋賀県	守山市
	兵庫県	神戸市		奈良県	生駒市
	奈良県	橿原市		大阪府	八尾市
	大阪府	交野市		大阪府	泉佐野市
	滋賀県	近江八幡市		大阪府	池田市
	福井県	大野市		大阪府	貝塚市
	和歌山県	海南市		奈良県	天理市
	兵庫県	明石市		福井県	小浜市
	奈良県	桜井市		兵庫県	西脇市
	兵庫県	加古川市		大阪府	和泉市
	大阪府	高槻市	兵庫県	加西市	
	兵庫県	三木市	滋賀県	甲賀市	
	滋賀県	彦根市	福井県	あわら市	
	福井県	鯖江市	大阪府	松原市	
	兵庫県	丹波市	兵庫県	高砂市	
	兵庫県	洲本市	大阪府	大東市	
	大阪府	豊中市	兵庫県	三田市	
	和歌山県	和歌山市	京都府	向日市	
	京都府	宇治市	兵庫県	伊丹市	
兵庫県	赤穂市	奈良県	葛城市		
京都府	舞鶴市	京都府	京丹後市		
奈良県	香芝市	大阪府	東大阪市		
兵庫県	淡路市	2	京都府	八幡市	
京都府	福知山市		兵庫県	朝来市	
大阪府	大阪狭山市		大阪府	吹田市	
京都府	亀岡市		滋賀県	長浜市	
奈良県	奈良市		滋賀県	高島市	
大阪府	阪南市		福井県	敦賀市	
兵庫県	南あわじ市		奈良県	大和高田市	
滋賀県	草津市		滋賀県	東近江市	
和歌山県	岩出市		福井県	坂井市	
和歌山県	紀の川市		滋賀県	湖南市	
大阪府	羽曳野市		奈良県	五條市	
滋賀県	大津市		大阪府	柏原市	
福井県	福井市	兵庫県	加東市		
大阪府	堺市	大阪府	藤井寺市		
兵庫県	相生市	兵庫県	豊岡市		
京都府	城陽市	京都府	木津川市		
大阪府	寝屋川市	兵庫県	養父市		
和歌山県	新宮市	大阪府	高石市		
兵庫県	西宮市	大阪府	大阪市		
福井県	勝山市	大阪府	泉大津市		
大阪府	泉南市	大阪府	門真市		
奈良県	大和郡山市	大阪府	四條畷市		
和歌山県	田辺市	奈良県	宇陀市		
大阪府	枚方市	大阪府	守口市		
京都府	長岡京市	京都府	南丹市		
京都府	京田辺市	1	兵庫県	たつの市	
滋賀県	米原市		奈良県	御所市	
大阪府	岸和田市		兵庫県	宍粟市	
兵庫県	尼崎市		滋賀県	粟東市	
兵庫県	篠山市	大阪府	摂津市		

図表7 非裁量的要因を考慮した財政評価 全国上位 (2007年度)

財政評価	地域	都道府県	都市	財政評価	地域	都道府県	都市
6	九州	佐賀県	多久市	5	関東	茨城県	北茨城市
	関東	千葉県	いすみ市		東北	山形県	山形市
	中部	岐阜県	瑞浪市		関東	埼玉県	深谷市
	四国	香川県	東かがわ市		中部	愛知県	愛西市
	関東	千葉県	鴨川市		九州	鹿児島県	垂水市
	九州	鹿児島県	阿久根市		東北	岩手県	一関市
	九州	千葉県	四街道市		中部	静岡県	伊豆の国市
	九州	鹿児島県	大口市		中部	山梨県	富士吉田市
	関西	兵庫県	芦屋市		九州	鹿児島県	指宿市
					東北	山形県	天童市
5	中部	静岡県	焼津市	九州	大分県	別府市	
	東北	山形県	上山市	関東	神奈川県	小田原市	
	関東	千葉県	館山市	中部	富山県	氷見市	
	中部	静岡県	沼津市	四国	愛媛県	西条市	
	関東	埼玉県	東松山市	中部	富山県	高岡市	
	中部	静岡県	藤枝市	中部	愛知県	犬山市	
	中部	静岡県	島田市	中部	三重県	尾鷲市	
	中部	岐阜県	各務原市	中部	千葉県	山武市	
	中部	静岡県	菊川市	関東	京都府	綾部市	
	九州	福岡県	大川市	関西	北海道	登別市	
	関東	埼玉県	狭山市	北海道	北海道	尾道市	
	関東	埼玉県	羽生市	中国	広島県	香美市	
	中国	静岡県	浜松市	中国	愛知県	瀬戸市	
	中部	千葉県	勝浦市	中部	茨城県	鉾田市	
	九州	大分県	臼杵市	九州	長崎県	長崎市	
	中部	岐阜県	岐阜市	四国	高知県	土佐市	
	九州	鹿児島県	日置市	中部	長野県	長野市	
	中部	静岡県	伊東市	九州	福岡県	太宰府市	
	中部	静岡県	静岡市	関東	埼玉県	春日部市	
	九州	長崎県	佐世保市	中部	新潟県	見附市	
	関東	埼玉県	幸手市	中部	三重県	津市	
	中部	岐阜県	土岐市	関東	千葉県	茂原市	
	東北	山形県	村山市	中部	富山県	滑川市	
	九州	佐賀県	佐賀市	九州	熊本県	荒尾市	
	中部	富山県	魚津市	中部	愛知県	田原市	
	関東	群馬県	前橋市	中部	長野県	飯田市	
	中部	岐阜県	多治見市	東北	山形県	東根市	
	関東	栃木県	栃木市	中国	広島県	三原市	
	中部	静岡県	下田市	中部	長野県	上田市	
	東北	岩手県	陸前高田市	関東	栃木県	宇都宮市	
	関東	千葉県	南房総市	関西	福井県	越前市	
	関東	群馬県	安中市	中部	静岡県	伊豆市	
	関東	茨城県	日立市	中国	広島県	竹原市	
	九州	宮崎県	えびの市	関東	神奈川県	逗子市	
	九州	鹿児島県	曾於市	九州	大分県	杵築市	
	関東	栃木県	足利市	中部	愛知県	江南市	
	中国	山口県	下関市	関東	埼玉県	飯能市	
	九州	福岡県	朝倉市	中部	静岡県	富士宮市	
	中国	岡山県	玉野市	中部	長野県	小諸市	
	中部	愛知県	蒲郡市	中部	三重県	伊勢市	
九州	宮崎県	日南市	中部	愛知県	豊橋市		
九州	福岡県	みやま市	中部	愛知県	一宮市		
四国	愛媛県	新居浜市	中部	愛知県	弥富市		
関東	神奈川県	茅ヶ崎市	九州	宮崎県	延岡市		
中国	愛媛県	今治市					

図表8 非裁量要因を考慮した財政評価 全国下位 (2007年度)

財政評価	地域	都道府県	都市	財政評価	地域	都道府県	都市
1	九州	長崎県	対馬市	2	北海道	北海道	芦別市
	東北	青森県	むつ市		中国	山口県	萩市
	北海道	北海道	士別市		関西	大阪府	泉大津市
	北海道	北海道	名寄市		九州	長崎県	西海市
	関東	千葉県	浦安市		四国	徳島県	美馬市
	九州	沖縄県	宮古島市		東北	秋田県	仙北市
	九州	鹿児島県	奄美市		中部	石川県	羽咋市
	九州	長崎県	松浦市		北海道	北海道	赤平市
	関西	大阪府	摂津市		関西	大阪府	大阪市
	九州	長崎県	吉岐市		関東	神奈川県	厚木市
	九州	長崎県	五島市		中部	山梨県	北杜市
	中部	石川県	輪島市		関西	大阪府	高石市
	中国	広島県	安芸高田市		関西	兵庫県	養父市
	北海道	北海道	三笠市		関西	京都府	木津川市
	北海道	北海道	深川市		関西	岩手県	久慈市
	東北	青森県	つがる市		関西	兵庫県	豊岡市
	関西	滋賀県	栗東市		関西	大阪府	藤井寺市
	北海道	北海道	網走市		九州	沖縄県	石垣市
	関東	千葉県	袖ヶ浦市		関東	神奈川県	川崎市
	関西	兵庫県	宍粟市		中部	長野県	東御市
	中部	石川県	能美市		東北	岩手県	八幡平市
	北海道	北海道	稚内市		関西	兵庫県	加東市
	関西	奈良県	御所市		関西	大阪府	柏原市
	関東	東京都	武蔵野市		関西	奈良県	五條市
	関西	兵庫県	たつの市		九州	熊本県	天草市
	北海道	北海道	美唄市		中国	鳥取県	倉吉市
中部	岐阜県	海津市	中部	長野県	飯山市		
2	中国	岡山県	美作市	九州	滋賀県	湖南市	
	中部	長野県	大町市	関西	福岡県	嘉麻市	
	中国	山口県	美祢市	中部	福井県	坂井市	
	東北	秋田県	北秋田市	中部	石川県	白山市	
	中部	山梨県	中央市	中部	愛知県	東海市	
	関東	東京都	羽村市	関西	滋賀県	東近江市	
	関西	京都府	南丹市	中部	愛知県	小牧市	
	北海道	北海道	石狩市	中部	新潟県	妙高市	
	四国	高知県	室戸市	関西	奈良県	大和高田市	
	北海道	北海道	紋別市	関西	福井県	敦賀市	
	東北	青森県	黒石市	北海道	北海道	留萌市	
	中部	新潟県	佐渡市	関東	埼玉県	和光市	
	中国	島根県	雲南市	関東	群馬県	沼田市	
	関東	東京都	国立市	関西	滋賀県	高島市	
	東北	山形県	尾花沢市	中部	愛知県	豊田市	
	関西	大阪府	守口市	北海道	北海道	滝川市	
	関西	奈良県	宇陀市	九州	長崎県	平戸市	
	中部	石川県	七尾市	関西	滋賀県	長浜市	
	関西	大阪府	四條畷市	関東	東京都	立川市	
	中国	岡山県	高梁市	関西	大阪府	吹田市	
	中国	広島県	三次市	中部	新潟県	上越市	
	中部	新潟県	魚沼市	関東	東京都	多摩市	
	東北	青森県	平川市	中部	山梨県	大月市	
	中部	石川県	珠洲市	中部	新潟県	南魚沼市	
	関西	大阪府	門真市	関西	兵庫県	朝来市	
	四国	高知県	四万十市	関西	京都府	八幡市	
中部	愛知県	碧南市	東北	宮城県	登米市		
関東	茨城県	神栖市	九州	沖縄県	浦添市		
関東	埼玉県	戸田市	東北	宮城県	大崎市		

5. 総務省による早期健全化指標

総務省は新たに財政健全化を求めるための指標を示し、各自治体は2007年度からその算出に当たっている。この指標はあくまでも、各自治体の財政状況が悪化し、国や都道府県の監督下で再建を進める必要があるかどうかを明示するためのものであり、一定水準に達した場合には、早期に是正措置を講じることが求められるというものである。

総務省の指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は各年度の収入と支出の差を見ものであるのに対して、実質公債費比率と将来負担比率は自治体の債務およびそのコストに基づいて算出されるものである。前項までで示した関西社会経済研究所の指標は地方債関係のストック部門を切り離した経常的な収支に基づくものであり、総務省指標と対応させるとすれば二つの実質収支である。

このうち実質赤字比率での評価によると、関西では御所市（奈良県）が16.31%で早期健全化基準を超えている。総務省指標では、すべての歳出と歳入を総合的に捕らえたものであるため、上で求めた2007年度の基礎的経常収支比率Ⅰ（歳入に地方交付税を含む）を見ると、御所市は全国780市のうち685位と非常に低い位置にある。また、収入から地方交付税を除いた基礎的経常収支Ⅱの結果に基づいて、地方税、高齢者比率の要素を取り除いた評価でも6から1のうち1と評価されており、経常的な財政運営に課題があるということが示される。

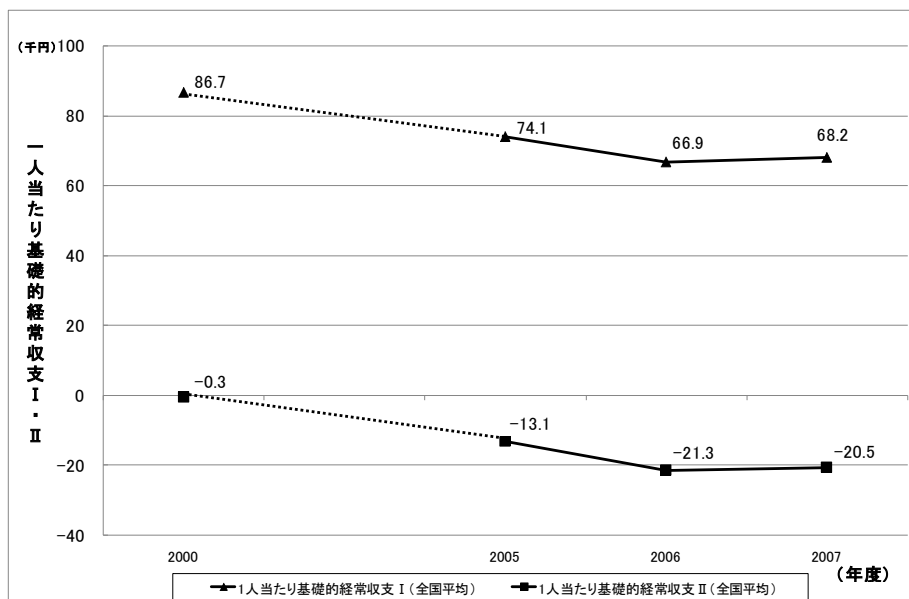
実質収支に公営企業まで含めた連結実質赤字比率で早期健全化基準を超えている関西の都市は、泉佐野市（大阪府）である。泉佐野市は基礎的経常収支Ⅰで628位、基礎的経常収支Ⅱの地方税、高齢者比率の要素を除いた場合でも3という評価であり、経常的な財政運営の健全性を高める必要がある。

6. 全国的な傾向

2000年代に入り、地方財政全体の規模は圧縮されるようになる。多くの自治体は行政改革に取り組み、一方、総務省の求めによる2005年度から2009年度を対象期間とした「集中改革プラン」に沿った改革も進められている。

図表9はここで作成した財政指標の全国的な動向を示したものである。全国的な行政改革への取組にもかかわらず、平均的な収支はⅠ、Ⅱともに低下傾向を示している。経済環境の改善がなかなか見られないために経常収入の柱である地方税収の落ち込みは大きく、現行制度のもとでの収支改善にはいっそうの取組が必要ということである。

図表9 1人当たり基礎的経常収支の推移（全国平均）



<補注>

1. 「データの標準化と評価段階に関する解説」(図10)

ある地方自治体の1人当たり基礎的経常収支I・IIの数値をみただけでは、その経常的な財政運営状況を評価することはできない。なぜなら、1人当たり基礎的経常収支I・IIの数値は単に絶対的な水準を表しているものであり、全国における位置づけを判断できる相対的な水準を表しているものではないからである。

これについては、求められた1人当たり基礎的経常収支I・IIの数値を、平均0、分散1(標準偏差1)の正規分布にしたがうように標準化することで、各自治体の経常的な財政運営状況が、全国でどのあたりに位置しているのか、容易に判断することが可能となる。

データの標準化は、以下の手続きによって実行できる。あるデータ x_i ($i=1,2,\dots,n$) に

対して、データの平均が \bar{x} 、標準偏差が s となる時、標準化されたデータ z_i ($i=1,2,\dots,n$)

は次式で表され、あるデータが平均から標準偏差の何倍離れているのかを測ることができる。これにより標準化されたデータは、平均0、分散1(標準偏差1)の正規分布である標準正規分布にしたがう。

$$z_i = \frac{x_i - \bar{x}}{s} \quad i = 1, 2, \dots, n$$

正規分布は、図 10 に表されるような分布となる。一般的に、正規分布において、標準偏差は平均値から分布の変曲点までの距離となり、平均値±（標準偏差×1）の範囲内には、全データの約 70%が存在することになる。さらに、標準偏差 1 個分を両側方向に拡大した、平均値±（標準偏差×2）の範囲内には、全データの約 95%が存在することになる。つまり、平均値±（標準偏差×2）の範囲外には、全データの僅か約 5%しか存在しないことになり、この範囲に含まれるデータは極めて少ないことが分かる。

したがって、あるデータの特殊性を判断する場合、平均値±（標準偏差×2）の範囲内に存在しているかどうかを確認することになる。つまり、あるデータが平均値±（標準偏差×2）の範囲内ではなく、その範囲外に存在している場合、そのデータは全データの約 5%に該当する特殊なデータと判断できるだろう。

よって、標準正規分布の場合は、平均 0、分散 1（標準偏差 1）の正規分布であるため、あるデータを標準化した値が、 $-2 \sim 2$ の範囲外に存在するとき、そのデータは特殊であると判断できる。言い換えれば、特殊なデータとは、その数値が著しく大きいものか、もしくは著しく小さいものということである。

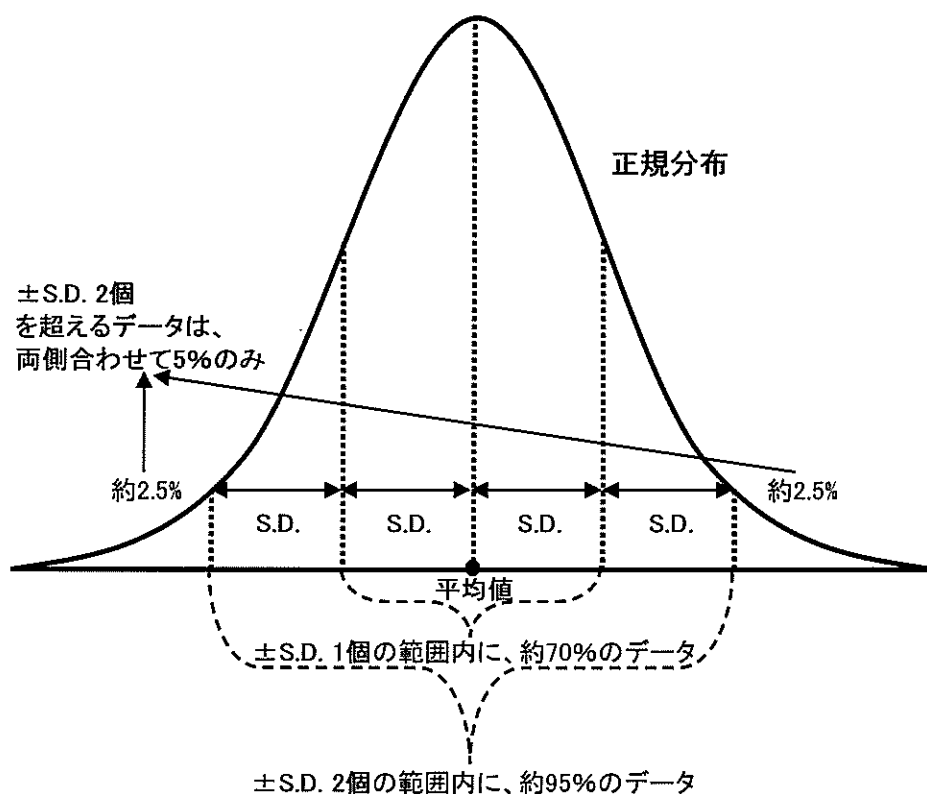
1 人当たり基礎的経常収支 I・II の場合であれば、その数値が著しく大きいということは、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に良いということを示している。逆に、その数値が著しく小さいということは、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に悪いということを示している。

ここでは、基礎的経常収支 I・II を標準化した値によって、地方自治体の経常的な財政運営状況を 6 段階で評価することとする。標準化された値を z と表すとき、以下のように評価することとする。つまり、評価段階が上がるほど、経常的な財政運営状況が良いことを表しており、評価 1 と評価 6 に該当する地方自治体は特殊な自治体であると判断できる。財政評価 1 の地方自治体は、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に悪い。逆に、財政評価 6 の地方自治体は、経常的な財政運営状況が、相対的に見て非常に良い。

財政評価 6：	標準化値 z が「 $2 < z$ 」となる地方自治体
財政評価 5：	標準化値 z が「 $1 < z \leq 2$ 」となる地方自治体
財政評価 4：	標準化値 z が「 $0 < z \leq 1$ 」となる地方自治体
財政評価 3：	標準化値 z が「 $-1 < z \leq 0$ 」となる地方自治体
財政評価 2：	標準化値 z が「 $-2 < z \leq -1$ 」となる地方自治体
財政評価 1：	標準化値 z が「 $z \leq -2$ 」となる地方自治体

図 10

データの特異性に関する評価基準



注 1) S.D.は標準偏差を表している。

注 2) 標準正規分布の場合、上図において、平均値はゼロ、S.D.は1となる。

<地方行政改革研究会の体制>

主査	：	林 宏昭	関西大学経済学部教授
委員	：	後藤 達也	大阪産業大学経済学部准教授
		北村 亘	大阪大学大学院法学研究科准教授
		鈴木 善充	関西社会経済研究所研究員
		武者 加苗	関西社会経済研究所研究員
		清水 玄彦	関西社会経済研究所客員研究員
事務局	：	島 章弘	関西社会経済研究所事務局次長
		仲川 洋子	関西社会経済研究所事務局次長
		大野 裕司	関西社会経済研究所総括プロデューサー